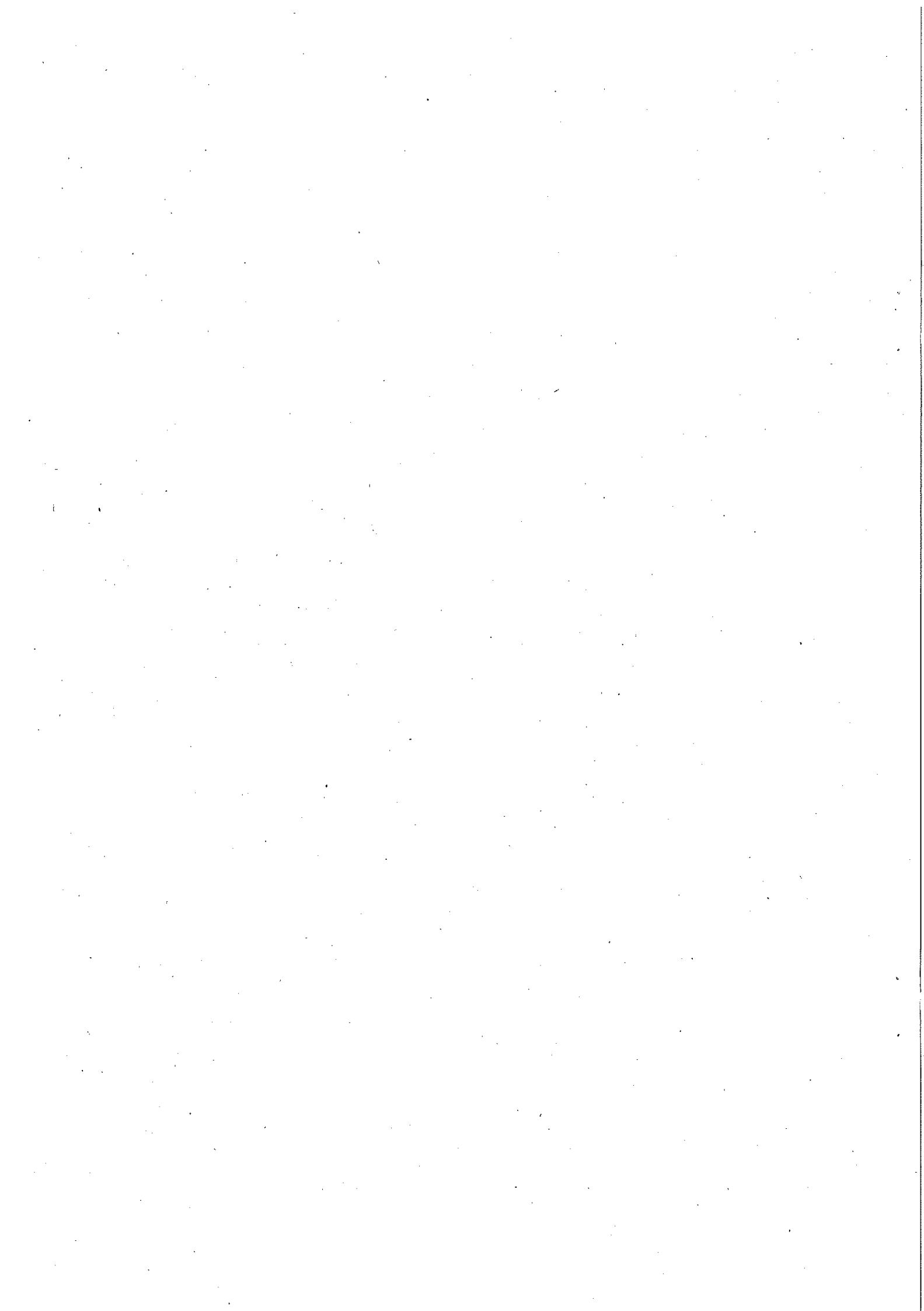


各団体が作成した保険加入促進計画
(1／2)



1. 全国管工事業協同組合連合会 (社会保険加入促進計画)

① 社会保険加入促進計画

平成24年10月17日
全国管工事業協同組合連合会

1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

全管連は、専門工事業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、所属員企業（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が有効である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討すべきである。

なお、今後、機会あるごとに会員企業17,004社に対して、協力企業・一人親方を含めた社会保険等の加入についての指導を適宜行うこととする。

2. 取り組みの内容

(1) 期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2) 全管連が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、専門工事業者の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策を探る。
- 地方ブロックに設置される「社会保険未加入対策推進地方協議会」への本会会員団体の参画

②会員企業への周知

- 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、機関誌等を通じて会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③専門工事業団体等との連携

- ・(社)建設産業専門団体連合会と連携し、加入促進を図るための施策を検討する。

④就労履歴管理システムの活用等

- ・就労履歴データベース等に蓄積された情報は、技能労働者本人が閲覧でき、技能の適正評価の実現などのメリットも期待でき、保険加入状況の効率的なチェックのためにも有効なツールと考えられることから、そのシステム実現に向け、関係機関と協力して、積極的に取り組みを進める。

⑤法定福利費等の確保

- ・法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底する。
- ・会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保できるよう内訳明示のための標準見積書を作成し、その活用・周知を行う。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑥重層化の改善

- ・建設業法上の専任技術者の実態を把握し、施工体制のチェックをする。
- ・「一人親方」、「偽装請負」への対応として請負と派遣の判断基準等の周知徹底等に取り組む。

(3) 会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・現場における社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。

- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

③重層化の改善

- ・施工体制台帳等により、不必要的下請契約を減らす。
- ・下請企業への平準発注、工程管理の徹底等により、不必要的下請契約を減らす。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階）、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

2. (一社) 日本空調衛生工事業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年9月20日
一般社団日本空調衛生工事業協会

1 基本方針

平成24年3月26日付の土地・建設産業局長から会長宛の要請「建設産業における社会保険加入の徹底について」に的確に対応することとし、上記要請文に添付されている「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子に従い、その「総合的対策の推進」に努め、「対策の進め方と目指す姿」を達成することを目標とする。

2 計画期間など

計画期間は5年間とするが、この当初計画では「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子の「対策の進め方」(2)で見直しを行うとされている中間時点までの間の取り組みを中心とする。

特に、平成24年度は、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会が作成した「建設業における社会保険未加入問題への対策について」の「対策の進め方」(3頁の参考資料)に従い、「周知啓発重点期間」とし、続く「加入指導重点期間」における加入指導が円滑に進められるよう、周知啓発と社会保険加入状況の把握を重点的に行う。

3 推進協議会への参加

国交省からの参加要請に従い、社会保険未加入対策推進協議会(以下「協議会」という。)やそのWGに引き続き参加する。

4 社会保険加入状況の把握

企業会員の協力を得て、その協力会社の状況を含め、社会保険加入状況の実態を把握するための調査を行う。

5 関連情報の会員への提供及び周知・啓発

会長から会員への文書による通知、事務局からの随時の連絡及びメール、関連情報を集めたホームページの作成・更新、機関誌「空衛」での情報提供などにより、建設業許可部局及び社会保険担当部局の動向等の他、関連情報の会員への提供に努める。

また、企業会員の安全大会、新規入場者教育などの機会を通じて、協力会社等への周知・啓発に努める。

6 標準見積書の作成についての要請への対応

平成24年6月13日付の建設市場整備課長から会長宛の要請「各専門工事業団体における標準見積書の作成について」に従い、市場問題委員会において検討・作成した標準見積書案及びその作成手順書案について、試行を行い、その結果を踏まえより円滑な見積が行えるよう成案の作成に努める。

7 専門工事業団体との連携

この計画の実施に当たっては、空調衛生工事業に係る専門工事業団体のうち、協議会に参加している一般社団法人日本配管工事業団体連合会、一般社団法人全国ダクト工業団体連合会及び一般社団法人日本保温保冷工業協会との連携を図る。

8 ダンピング受注の防止と適正工期の確保

ダンピング受注及び工期のしわ寄せについては、平成18年6月及び平成20年11月に発出した会長通知に従い、これらの適正化に努めているところであるが、引き続きダンピング受注の防止と適正工期の確保に努める。

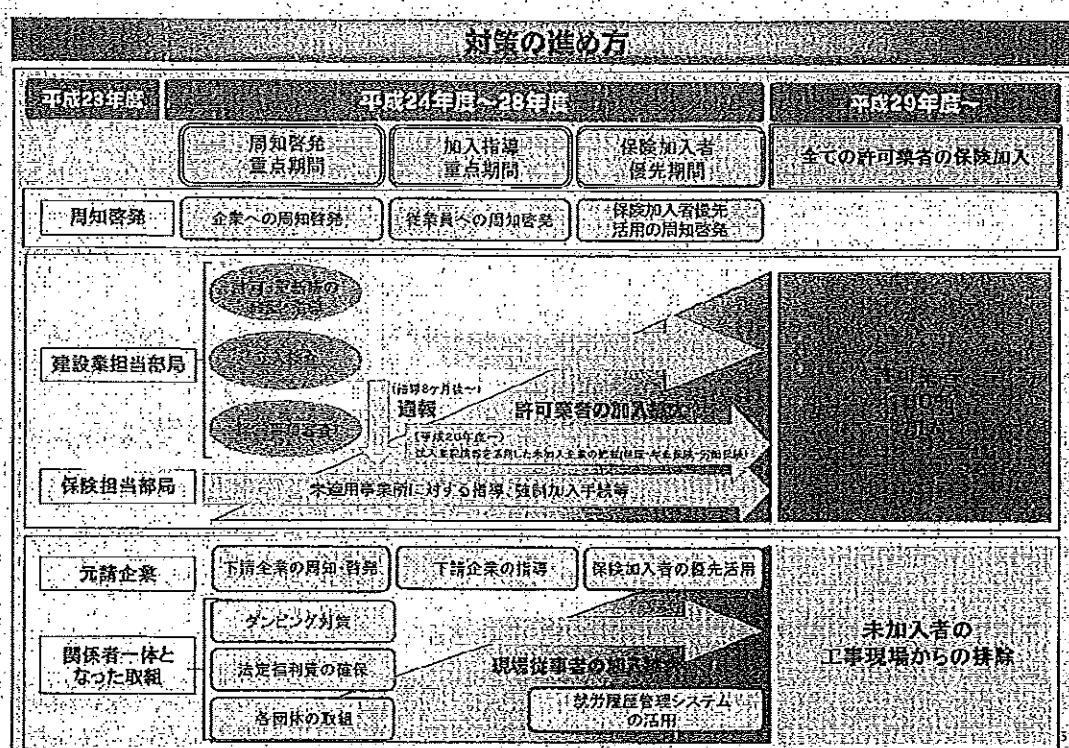
9 その他

(1) 「建設業における社会保険未加入問題への対策について」骨子で推進するとされている「就労履歴管理システム」が互換性、統一性のあるものとして実現されること及びその実現に向けた検討に早期に着手されることを期待する。

(2) 毎年、計画の実施状況をフォローアップするとともに、必要に応じて計画の改定を行う。

<参考>

「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が作成した「建設業における社会保険未加入問題への対策について」の「対策の進め方」



3. (一社) 日本塗装工業会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成 24 年 10 月 17 日

一般社団法人日本塗装工業会

会長 多賀谷嘉昭

1 本会の概要

- (1) 団体名 一般社団法人 日本塗装工業会
- (2) 代表者 多賀谷嘉昭
- (3) 所在地 東京都渋谷区鷺谷町 19-22
- (4) 会員数 2, 420 社 (24 年 8 月現在)
- (5) 主な事業 塗装工事に係る技術と技能の研究開発並びに指導、訓練
塗装工事業の経営の改善、安全・環境に関する調査研究並びに指導
塗装工事業に関する啓発及び普及活動

2 基本的方針

社会保険の加入促進については、建設業界にとって構造的な体質のもと、これまででも大変重い問題であったが、建設技能者の高齢化、若年入職者の減少問題、不公平な競争環境を解消していく上で重要かつ避けて通れない課題と考える。

その実現に向けて、塗装工事業に係わる行政、発注者、工事業者、現場技能者は、「社会保険未加入対策推進協議会規約」と「社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ」に則り、一体となって社会保険加入促進に向けた取り組みを計画的に着実に進めることが肝要である。

そのためには、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向けて発注者及び総合建設業者から末端の施工現場技能者まで法定福利費が適正に支払われるような仕組みの構築が必要である。

本会は、塗装工事業者全国唯一の団体としてその責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策を明確にし、その結果から会員自らが実施すべく対策を定め、その推進援助を図っていく。

3 取り組みの内容

(1) 委員会の設置

本会内に執行部を中心とした特別委員会を設置する。

委員会名称 基本方策対応特別委員会

構成メンバー

委 員 長：古崎副会長

副委員長：乃一・川端・永田副会長

委 員：北原・伊賀上・若宮・竹延・柏・長崎常任理事

事 務 局：栗田専務理事・金子事務局長

(2) 期間

国の計画と同様、平成 24 年度を初年度とする 5 年間の計画とする。

具体的なスケジュール

年月	スケジュール
平成 24 年度	H23. 12 全会員宛てに社会保険加入状況のアンケート調査を実施
5 月 第 1 回推進会議	
7 月～9 月 第 1 回社会保険未加入推進地方協議会に 10 プロ <small>ク</small> で参加	7 月 加入促進計画及び標準見積書作成の検討 8 月 ①加入促進計画案の作成 ②各種データの収集 アンケート調査結果の分析（会員 2,314 社 - 96%） 9 月 ①加入促進計画案の検討 ②標準見積書の検討
10 月 第 2 回推進会議	10 月 17 日 第 217 回理事会にて社会保険加入促進計画、見積書例の審議、承認後、推進協議会に提出
	11 月～3 月 会員対象の社会保険加入促進計画の説明会開催 2 月 経営実態調査による会員及び一次下請の加入状況結果のまとめ
平成 25 年度	実態調査の実施（雇用状況を明確化した内容で一次下請業者の調査を含む） 会員企業への周知並びに一次下請業者の指導（資料の作成） 問題点の検討 毎月 基本方策対応特別委員会の開催
平成 26 年度	同上 每月 基本方策対応特別委員会の開催
平成 27 年度	同上 每月 基本方策対応特別委員会の開催
平成 28 年度	同上 每月 基本方策対応特別委員会の開催

(3) 目標

会員企業における社会保険加入率 100%を目標とする。

(4) 実態の把握

初年度の平成 24 年度に、本会会員の現状を把握すべく社会保険加入状況の調査を実施し、結果を分析する。

1. 全会員に調査用紙を配布し、回収率 100%を目標に実施する。
2. 回収結果

平成 23 年 12 月 19 日に調査用紙を会員宛てに発送し、第 1 回目の集計を行ったが回収率は約 84%であった。

平成 24 年 4 月 20 日に未提出会員に向け第 2 回目の調査を実施し、回収率約 90%、平成 24 年 5 月 28 日に第 3 回目の調査を実施し、回収率約 93%となり、回収率はやや上昇したもののまだ不十分と判断し、第 4 回目を実施した。

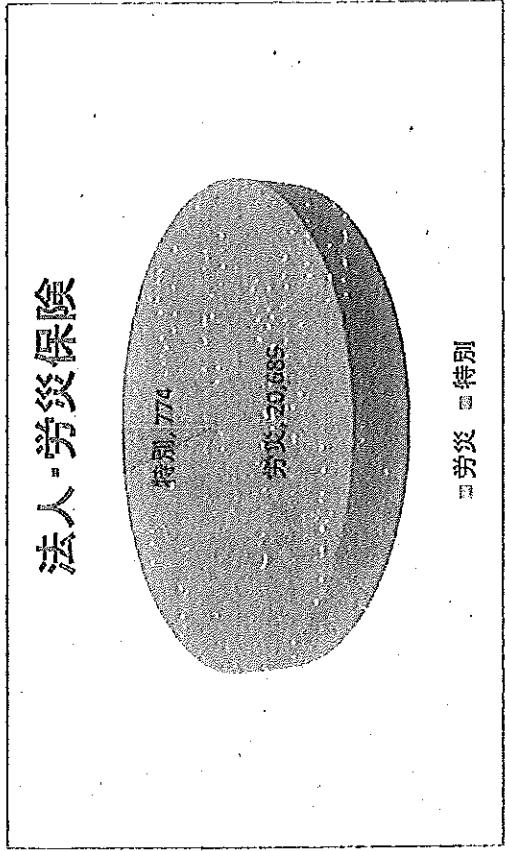
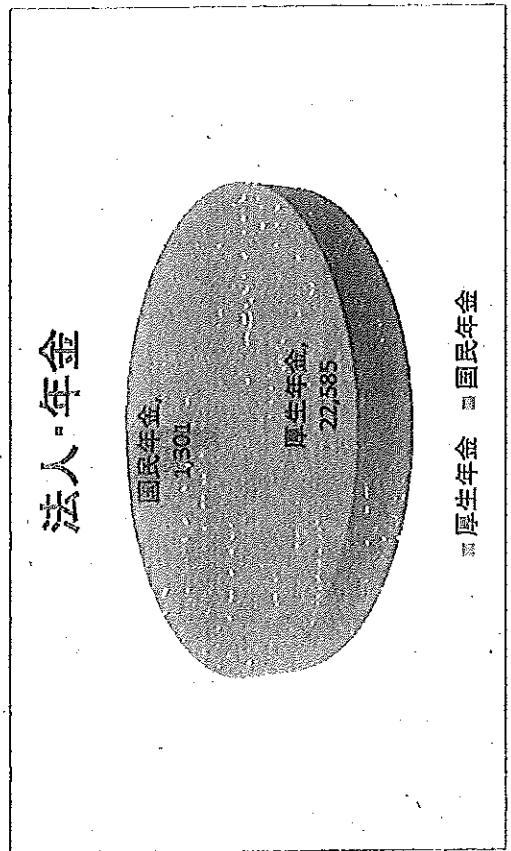
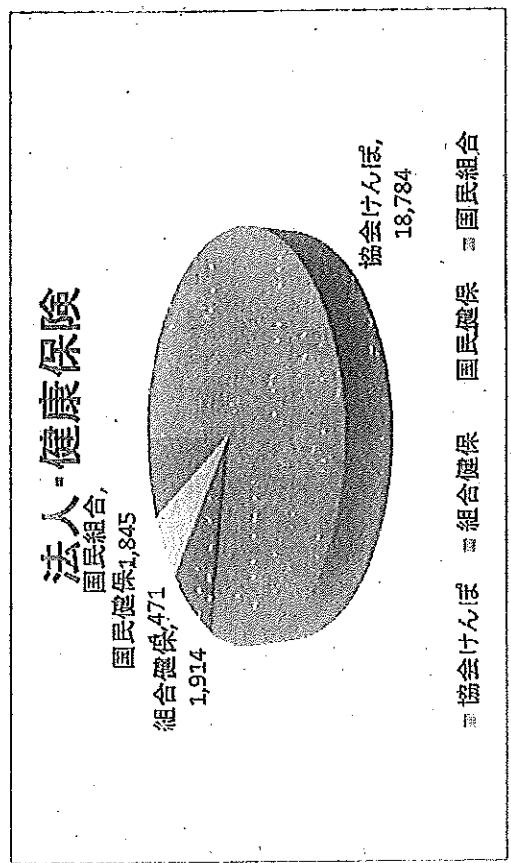
第 4 回目は、未提出会員に向け、提出が無い場合、未加入会員として位置づける旨の文章を添付し、各会員名を支部長に知らせ、各県支部長より最終的に協力を要請した。

そして、8 月 31 日現在で、有効、無効の別なく提出された会員の数は 2,314 社（約 96%）の回答を最終的に得ることが出来た。

3. 調査結果の分析

平成 24 年 8 月 31 日現在の会員総数 2,420 社のうち、回答は、法人企業 2,169、個人事業主（5 人以上）32、個人事業主（5 人以下）113 の合計 2,314 社であった。

北海		東北		東南		西南		中南		西北		西中		西東		東北		東南		西南		中南		西北		西中		西東		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	2	10	5	0	5	0	10	100%	0	5	5	50%	5	0	5	50%	5	0	5	50%	5	0	5	50%	5	0	5	50%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	2	7	0	0	3	4	7	100%	4	3	7	100%	4	3	7	100%	4	3	7	100%	4	3	7	100%	4	3	7	100%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	221	2,610	1,945	159	211	111	2,426	91%	2,161	200	2,361	88%	2,025	108	2,133	80%	1,992	97	2,089	78%	1,932	97	2,035	78%	1,862	97	2,035	78%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	9	65	23	6	21	1	51	78%	23	10	33	57%	39	18	57	88%	61	3	64	98%	59	3	64	98%	56	3	64	98%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	3	32	0	0	14	14	28	88%	1	8	9	28%	19	1	20	63%	13	8	21	66%	19	8	21	66%	18	8	21	66%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	22	2,249	1,904	249	2,147	1,953	165	245	100%	2,055	2,035	2,185	218	2,102	208	2,102	208	2,065	108	2,157	207	2,035	108	2,157	207	2,035	108	2,157	207	
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	288	2,888	1,941	146	284	108	2,479	86%	2,238	266	2,504	87%	1,990	129	2,119	74%	2,155	145	2,300	80%	2,155	145	2,300	80%	2,155	145	2,300	80%	2,155	145
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	10	32	2	0	15	9	26	81%	0	18	56%	2	0	2	100%	0	0	0	2	100%	0	0	2	100%	0	0	2	100%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	13	295	244	290	198	145	296	117	250	36%	227	252	192	226	252	192	226	252	192	226	252	192	226	252	192	226	252	192		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	297	5,327	3,508	724	522	4972	93%	4,675	251	4,926	92%	3,934	204	4,138	78%	4,001	147	4,148	78%	4,001	147	4,148	78%	4,001	147	4,148	78%	4,001	147	
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	0	2	0	0	2	0	0	2	100%	0	2	100%	0	2	100%	0	0	2	100%	0	0	2	100%	0	0	2	100%			
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	204	1,928	1,372	57	101	287	1,817	94%	1,734	81	1,815	94%	1,435	64	1,499	78%	1,532	122	1,654	86%	1,532	122	1,654	86%	1,532	122	1,654	86%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	5	28	0	0	10	10	20	71%	6	14	20	71%	19	0	19	68%	23	0	23	82%	23	0	23	82%	23	0	23	82%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	9	38	8	2	13	7	30	79%	6	15	21	55%	19	2	21	55%	25	9	34	89%	25	9	34	89%	25	9	34	89%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	220	2,48	982	930	59	22	2,06	83%	1,976	10	1,851	83%	1,786	10	1,839	76%	1,801	10	1,876	81%	1,801	10	1,876	81%	1,801	10	1,876	81%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	219	2,313	1,716	601	175	136	2,087	90%	1,958	127	2,085	90%	1,595	116	1,711	74%	1,736	140	1,876	81%	1,736	140	1,876	81%	1,736	140	1,876	81%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	3	15	0	0	8	5	13	87%	0	7	7	47%	3	0	3	20%	4	1	5	33%	4	1	5	33%	4	1	5	33%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	16	51	5	5	25	9	44	86%	6	35	41	80%	15	1	16	31%	34	11	45	83%	34	11	45	83%	34	11	45	83%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	256	2,08	932	727	65	208	156	277	30%	155	263	153	255	155	263	153	255	155	263	153	255	155	263	153	255	155	263	153		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	249	3,381	2,285	600	97	125	3,107	92%	3,016	63	3,079	91%	2,695	0	2,695	80%	2,695	0	2,695	80%	2,695	0	2,695	80%	2,695	0	2,695	80%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	8	46	9	1	23	0	33	72%	9	18	27	59%	16	3	19	41%	35	1	36	78%	35	1	36	78%	35	1	36	78%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	29	39	6	18	38	19	81	91%	7	44	51	57%	40	0	40	45%	58	11	69	78%	58	11	69	78%	58	11	69	78%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	243	3,54	2,36	2,06	34	24	2,32	52%	2,052	22	2,357	51%	2,151	2	2,151	50%	2,151	2	2,151	50%	2,151	2	2,151	50%	2,151	2	2,151	50%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	157	2,698	2,261	181	74	22	2,375	88%	2,346	83	2,429	90%	2,091	0	2,091	78%	2,238	0	2,238	83%	2,238	0	2,238	83%	2,238	0	2,238	83%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	6	15	4	2	9	0	15	100%	4	20	24	69%	22	0	22	63%	30	4	34	97%	30	4	34	97%	30	4	34	97%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	15	77	15	6	29	22	72	94%	12	40	52	68%	42	0	42	55%	52	9	61	79%	52	9	61	79%	52	9	61	79%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	103	906	676	13	62	43	794	88%	789	51	840	93%	656	0	656	72%	749	1	750	83%	749	1	750	83%	749	1	750	83%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	1	3	0	0	3	0	3	100%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%	0	0	0	0%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	9	35	4	4	20	2	30	86%	4	20	24	69%	22	0	22	63%	30	4	34	97%	30	4	34	97%	30	4	34	97%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	23	77	15	6	29	22	72	94%	12	40	52	68%	42	0	42	55%	52	9	61	79%	52	9	61	79%	52	9	61	79%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	106	577	315	21	35	22	280	33%	254	22	2,353	25%	2,153	22	2,153	25%	2,153	22	2,153	25%	2,153	22	2,153	25%	2,153	22	2,153	25%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	2,169	26,393	18,784	1,914	1,471	1,245	24,014	-91%	22,585	1,301	23,886	91%	19,627	727	20,354	77%	20,689	774	21,463	81%	21,463	81%	21,463	81%	21,463	81%	21,463	81%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	32	198	48	7	32	24	161	81%	46	77	123	62%	95	21	116	59%	144	5	149	75%	144	5	149	75%	144	5	149	75%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	113	378	44	37	168	86	335	89%	44	196	240	63%	169	7	176	47%	247	56	303	80%	303	80%	303	80%	303	80%	303	80%		
個人家庭人數上 個人家庭人數中 個人家庭人數下	240	2,374	1,96	2,656	1,716	1,95	2,410	91%	2,156	1,716	2,410	91%	1,956	2,156	2,410	91%	2,156	1,716	2,410	91%	2,156	1,716	2,410	91%	2,156	1,716	2,410	91%		



金匱人考

餘叢勞人法

保險人法

餘氏
法人·屋宇

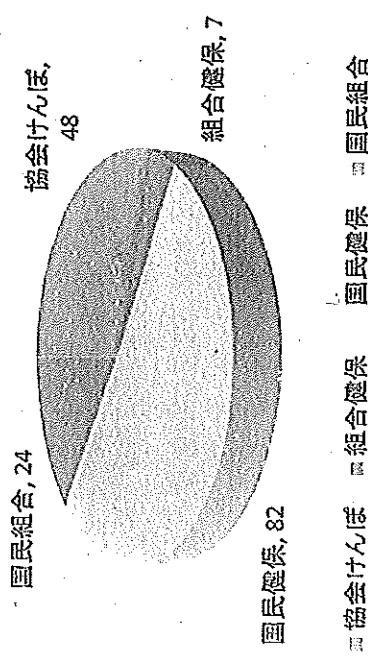
法人の回管企業数は2,169社あり、社員数は26,393名であった。

健康保険の加入者は、24,014名で91%であった。内訳は、協会けんぽ加入者が一番多く18,784名、次が組合健保が1,914名、国民組合が1,845名、国民健保[は1,471名であった。

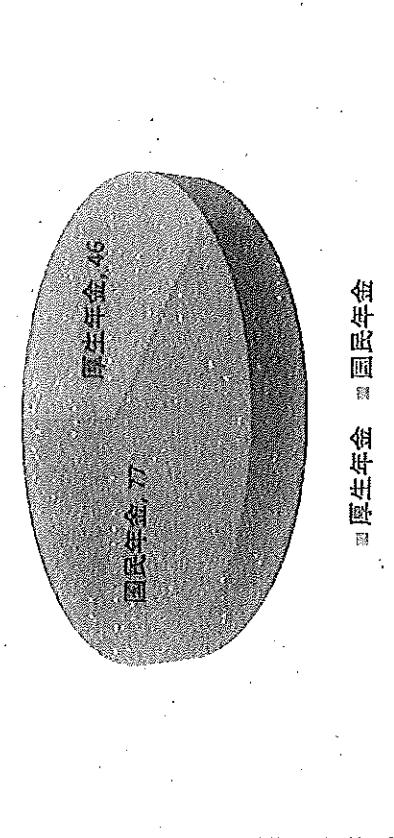
年金保険の加入者は、23,886名で91%である。

雇用保険の加入者は、20,354名で77%であり、内訳は、雇用保険19,627名、特例が727名であった。労災保険の加入者は、21,463名で81%であり、内訳は、労災保険20,689名、特例が774名であった。

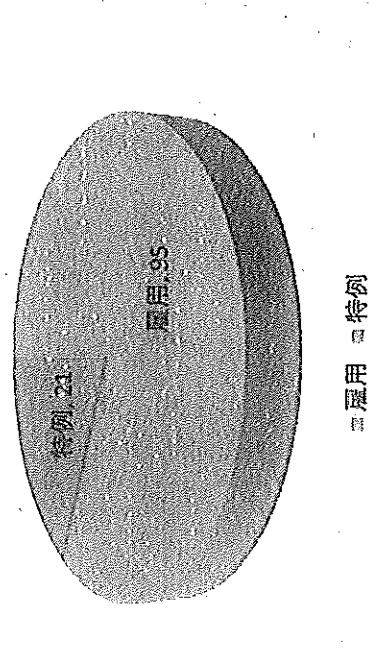
個人事業主5人以上・健康保険



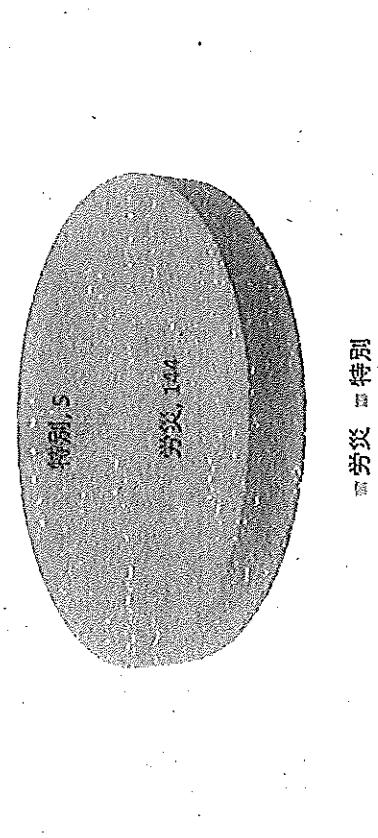
個人事業主5人以上・年金保険



個人事業主5人以上・雇用保険



個人事業主5人以上・労災保険



個人事業主5人以上の回答企業数は32社あり、社員数は198名であった。

【健康保険】

健康保険の加入者は、161名で81%であった。

内訳は、国民健保加入者が一番多く82名、次が労働金kenpouで48名、国民健康保険が24名、組合健保は7名であった。

【年金保険】

年金保険の加入者は、123名で62%であった。

内訳は、厚生年金が46名で、国民年金が77名であった。

【労働保険】

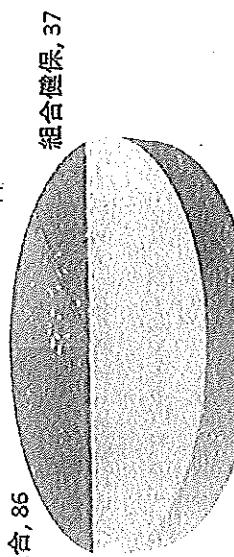
雇用保険の加入者は、149名で75%であり、内訳は、雇用保険95名、労災保険144名、特例が5名であった。

【労災保険】

個人事業主5人未満・健康保険

協会けんぽ

44



協会けんぽ
組合健康保険
国民健康保険

個人事業主5人未満・年金保険

厚生年金

44



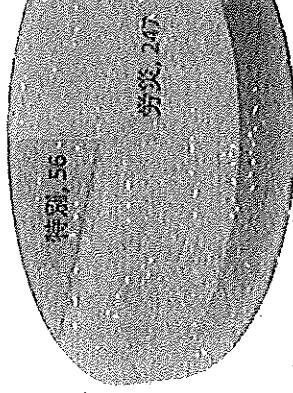
厚生年金
国民年金

個人事業主5人未満・雇用保険

特例7

雇用

特例



雇用
特例

労災
特別

個人事業主5人未満の回答企業数は133社あり、社員数は378名であった。

【健康保険】

健保の加入者は、335名で89%であった。

内訳は、国民健保加入者が一番多く168名、次が国民組合で86名、協会けんぽが44名、組合健保は37名であった。

【年金保険】

年金保険の加入者は、240名で63%であった。

内訳は、厚生年金が44名で、国民年金が196名であった。

【労働保険】

雇用保険の加入者は、176名で47%であり、内訳は、雇用保険169名、内訳は、労災保険247名、特例が7名であった。

【労災保険】

労災保険の加入者は、303名で80%であり、内訳は、労災保険169名、特例が56名であった。

(5) 団体として取り組むべき対策

1. 「社会保険未加入対策協議会」「同 地方協議会」への参画

国土交通省担当部局、厚生労働省担当部局、学識経験者、建設業者団体等で構成する「社会保険未加入対策協議会」並びに「地方協議会」に参画し、元請・下請を兼ねる塗装工事業者の立場から効果的な取り組みや周知の方法、さらに実効性のあがる対策について情報の収集に努める。

2. 会員企業への周知

実態調査の結果から社会保険未加入会員企業に対して啓発を図るとともに企業として取り組むべき対策の周知に努める。

3. 法定福利費等の確保

- ①本来、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、発注者が負担すべき経費である。そのため、法定福利費の取扱いについては、他の専門工事業者と連携し、「標準見積書」における内訳明示について検討する。
さらに元、下請として発注者に対する標準見積書作成を検討する。
- ②根拠として会員企業の法定福利費に係る経費をデータ化し理解を求め、法定外福利費の別枠計上について研究する。
- ③その他法定外労働災害保険、建退共証紙等の必要経費（労務管理費）についても検討する。

モデル見積書例

1. 塗装工事における法定福利費の算出基準となる労務、外注費の割合はその工事の要求品質、塗装仕様、工期や被塗物の種類（コンクリート、鉄部、木部、ボード等）、塗られる塗料の種類（エマルション塗料、合成樹脂調合ペイント、フタル酸樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、フッソ樹脂塗料等）により単価の中に占める割合が異なってくる。
2. 期中の急な仕様の変更、天候の急変、前工程の遅れや定められた工期の変更等により大きく変わってくる。このモデル見積書の条件として一切そうした要素については考慮せずあくまで塗装工事の施工に適正な条件が整ったものとして見積もることとする。
3. 法定福利費
 - (ア) 健康保険 5.810%
 - (イ) 年金保険 8.383%
 - (ウ) 雇用保険 1.1%
 - (エ) 児童手当拠出金 0.15%

合計 15.443%

4. 下請事業所への指導

会員企業を通して下請事業所の加入状況の調査を行うとともに会員企業が下請契約時には未加入者に対して社会保険加入に向けて指導し、その際の諸課題については、団体として取り上げ、対策を国土交通省、厚生労働省、発注者と検討していく。

5. 現場技能者への周知

ちらし、パンフレット等を利用して社会保険加入の必要性と義務を周知するとともに就労履歴管理システムの構築に際しては研修会の開催等を検討する。

6. 適正な工期の確保

適正な工期の設定は、労働環境の悪化や重層下請化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。塗装工事は全体工期のしわよせによる影響が大きく、この目標である適正な工期の確保に向けて発注者に対し厳正に要望する。

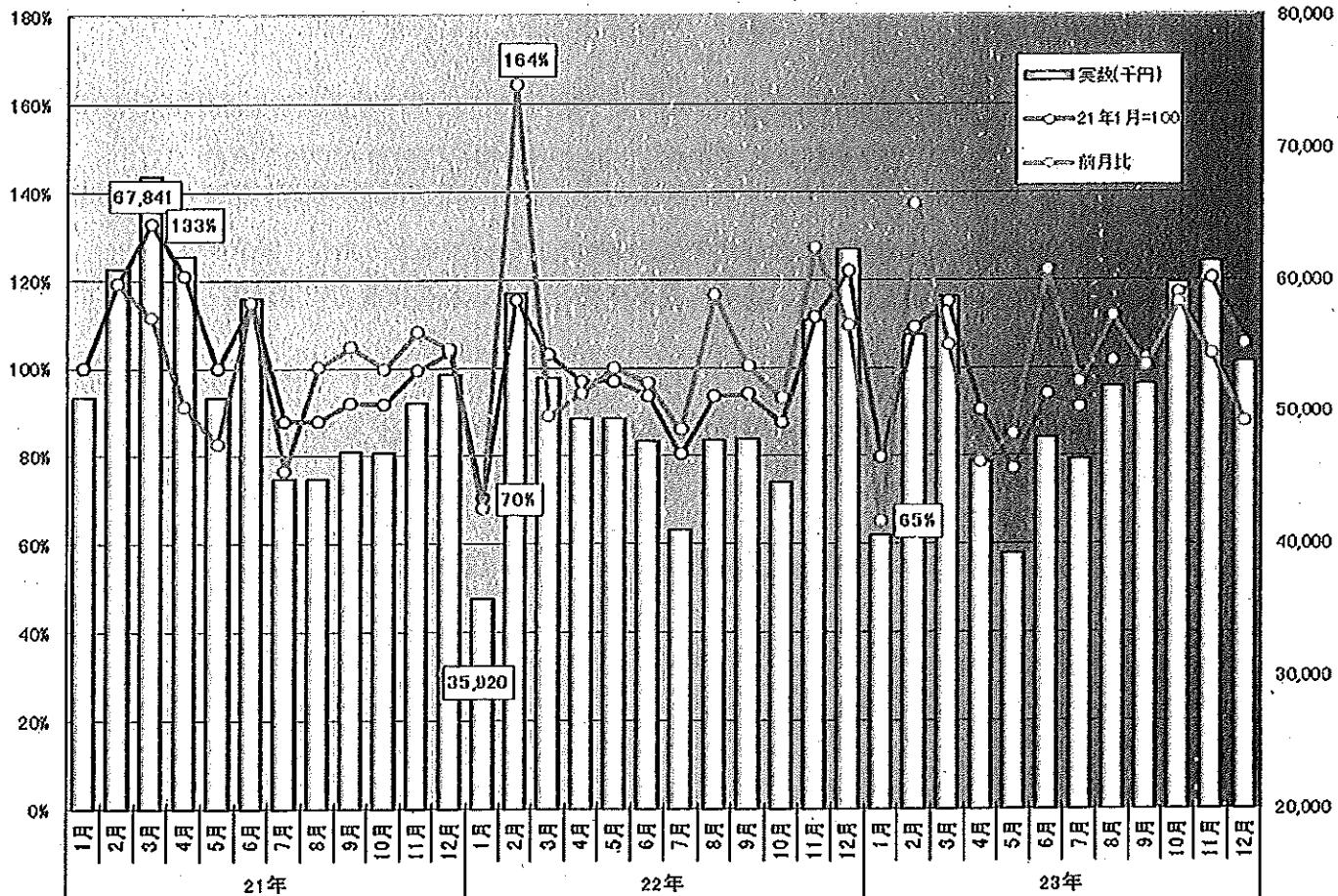
(6) 塗装工事業の労務外注費の月別支払い額の調査結果

サンプル提出会員 11 社の平成 21 年 1 月から平成 23 年 12 月までの月毎に支払われた労務外注費の平均実数と推移をグラフに表し、高低の差がどれほどのものか実態の確認をしてみた。

サンプル実数の平均からは 3 年間の内、最大で約 6 千 7 百万円から最小で約 3 千 6 百万と 11 ヶ月の間で約 3 千万以上の差が見られた。金額から概算の人工を割り出すと 1,700 人以上の開きがあることになり、平準化した発注方法でも難しい問題であることが判った。平成 21 年 1 月を 100%とした場合、3 年間で最大 133%、最小で 70%と 63% の開きが見られ、1 年間では 21 年度が 47%、22 年度で 52%、23 年度で 43% 幅があった。前月比(前月を 100%)で表した場合は 3 年間での最大幅は 99% と倍になり、21 年度では 38%、22 年度が 96%、23 年度 72% と 1 年毎でも大きな幅が見られる。

現状例

労務外注費の月別推移(11社平均)



本データは11社の平均であり、実際に1企業あたりで見るとその高低差は更に大きくなってくる。実際に1年間でこの激しい高低をどのように吸収するかは、各企業単位での対応では不可能に近いことと思われる。この実情を見ると技能工を常用化(社員化)することが如何に難しいかが表れている。

工事の平準化された発注が全発注先により計画的に行われるという協力や業者間ににおいて技能工の移動等という全ての関係者が同時にに対応する必要がある。

いずれにしても何らかの調整弁や企業にとって適切な雇用が必要で、技能工の社員化は各企業の存続に関する大きな問題と考えられる。

今後、重層下請け化を無くし、あるいは少なくしていく為にも、更に直接施工が出来る企業が存続していく為にも、従来の発注時期の見直しや技能工の安定し、平準化した供給を図っていくことが大きなポイントとなる。発注者、元請、下請けが一体となって真剣に取り組まなければならない大きな問題である。

現在、厚労省が取り組んでいる建設労働者就労機会確保事業の拡大もこの問題を解決していく上での仕組みとして検討する必要があると思われる。

(7) 会員企業自らが実施すべき対策（下請業者等に対する指導）

社会保険加入の徹底に向けては、元請企業は、下請企業の体質改善について相応の役割分担が求められる。従って、先ずは、直接の契約関係にある下請企業に対して「下請指導ガイドライン」に則り、直接指導することが必要である。

1. 社会保険加入状況の確認及び指導

- ①下請企業に対して、協力会社組織等を介して社会保険の周知啓発や加入奨励を図る。
- ②現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、将来的に保険未加入の建設労働者は、現場入場が不可となることを見据えつつ周知・啓発を図る。
- ③法定福利費の確保
発注者及び総合建設業者との見積交渉、入札、契約に際し、適正な法定福利費の計上に努める。
- ④平成29年度以降
社会保険等の加入促進の環境の変化を考慮して排除に取り組む。

以上

4. (一社) 全国建設業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

団体名	一般社団法人 全国建設業協会
代表者名	会長 深沼 健一
所在地	東京都中央区八丁堀 2-5-1
会員数	19, 941社 (平成24年6月末)
主な業種	建設業

1. 基本的な方針

建設産業においては、法定福利費を適正に負担しない業者（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の公的的社会保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに事業者間の公平で健全な競争環境を構築する。

社会保険への加入促進については、行政、元請業者及び下請業者等が一体となって推進していくことが必要である。

(一社) 全国建設業協会（以下、「全建」という。）は、地方の中堅・中小の元請業者の団体として自らが取り組むべき対策を明らかにするとともに、都道府県建設業協会（以下、「県協会」という。）の実情を踏まえた社会保険加入促進計画（以下、「促進計画」という。）を策定する。

一方行政に対し、本取り組みには業界を後押しする行政の役割が重要であるため、建設業界を取り巻く環境の整備の率先的、主導的な取り組み（別紙）を強く求める。

なお、全建は、県協会の会員企業（以下、「会員企業」という。）の協力を得て下請企業を含めた社会保険加入の実態把握を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画を見直すことにより実効性のある取り組みを行う。

2. 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とする。

3. 取り組みの内容等

(1) 会員企業等への周知・啓発

全建及び各県協会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等に周知するとともに、社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿等の届出書）」の活用促進により周知・啓発に努める。

会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険の加入促進に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め下請業者の保険加入を啓発する。

さらに、建設業界全体に「全建統一様式」を普及させることにより社会保険加入の周知・啓発に努める。

（2）社会保険未加入事業者への対応

会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加入業者に対して加入促進に取り組む。

（3）ダンピング対策及び法定福利費の確保

全建及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。

会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」に努めるとともに下請業者からの法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を求めるとともに法定福利費の適正な負担をするよう努める。

（4）重層下請構造のは是正

全建は、各県協会及び会員企業に対して必要最小限の下請負契約で済むよう、重層構造の解消に取り組む下請業者との優先的な発注を要請する。

また、会員企業に対し、各社の協力会等を通じて重層化を抑制するための分割下請の推進を要請する。

会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、施工力のある下請業者を選定するよう努める。

（5）偽装請負等のは是正及び一人親方対策

全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱う偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し請負・雇用に関するルールを徹底する。

会員企業は、「偽装請負」の是正や「一人親方」化の改善に努めるため、関係法令を充分に確認し下請業者等への指導を行う。

(6) 就労履歴管理への対応

全建は、国が推進する就労履歴管理システムの導入を目指している一般社団法人就労履歴登録機構への参加の是非を検討する。

(7) 社会保険未加入者の排除

全建は、各県協会及び会員企業に対して、定期的に行うアンケート調査の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加入業者との契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭において促進計画の推進に努力するよう要請する。

(別紙)

行政に対する要請

1. 「建設産業の再生と発展の方策 2011 及び 2012」に掲げられている公共工事の入札契約制度の改革等の方策と一体となった社会保険加入促進対策の推進
2. 法定福利費の必要経費としての適正な確保、及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底
3. 建設企業にとって公正な競争環境により適正な利潤が確保されるためのダンピング対策の推進
4. 公共工事における工事の平準化とすべての公共・民間発注者に起因する着工の遅れの解消、適正工期の確保についての指導の徹底
5. 現場や事業所で、混乱や過度な負担を回避するための漸進的・総合的な取り組み
6. 未加入対策を進めることによる影響と効果の的確な把握と、その状況に応じた速やかな施策の見直し

5. (一社) 日本左官業組合連合会
(社会保険加入促進計画)

平成24年10月 1日

国土交通省 土地・建設産業局
建設市場整備課 御中

日本左官業組合連合会
左官工事PR・構造改善委員会

当面の社会保険加入促進計画及び標準見積書について

前略

標記の件につき 下記の通り報告します。

« 記 »

< I. 団体の基本的事項>

- 団体名 (一社) 日本左官業組合連合会
- 代表者名 会長 守屋 清
- 所在地 〒162-0841 東京都新宿区払方町25-3
- 会員数 7,513 (平成24年5月現在)
- 主な業種 左官工事

< II. 基本的な方針>

- 業況の大幅な低迷に伴い 業界における就業者数の減少及び社会保険からの離脱が急速に進んでいる。
◦ 若者の入職促進と優良な企業の存続・発展に向けて社会保険の加入促進に努力を続けていきたい。

< III. 加入状況の調査（加入促進計画①）>

- 現在1回目の調査を開始した。
 - (1) 対象者 日左連を構成する46都道府県単位の組合の役員919名
 - (2) 質問事項 ①企業規模
②雇用保険・健康保険・厚生年金保険のそれぞれにつき 加入の有無／加入人数／企業の年間負担額

< IV. “社会保険未加入問題” の周知（加入促進計画②）>

- 説明会及び情報提供を開始した。
 - (1) 説明会の開催及び説明会への参加
 - ①日左連理事会 第1回目を4月に開催
 - ②都道府県単位の組合 7月以降開催
 - ③ゼネコン協力会 7月以降開催
 - ④建設業団体 3月以降参加
 - (2) 情報提供
日左連の理事会／ホームページ／機関紙等

6. (一社) 日本サッシ協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成 24 年 10 月

一般社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会

一般社団法人 日本サッシ協会

社会保険加入促進計画

2012.10.5

(一社)カーテンウォール・防火開口部協会
(一社)日本サッシ協会

社会保険未加入対策推進協議会への参画団体として、両協会は共同して計画し推進する体制とする。

1. 基本的事項

(1) 団体名・代表者名

・一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会(以下「カ・防協」という)

会長 藤木 正和

・一般社団法人日本サッシ協会(以下「サッシ協」という)

理事長 藤木 正和

以上、カ・防協とサッシ協(以下「両協会」という)の共同事業とする。

(2) 所在地(両協会共通)

東京都港区西新橋1-1-21日本酒造会館2階

(3) 正会員数 平成24年6月1日現在

カ・防協: 56社 サッシ協: 86社 ※重複会員: 30社 計: 112社

(4) 主要業種及び対象となる施工技能労働者職種

業種: 金属建具工事業(非木造建築物における金属製建具工事)

職種: 建具工[サッシ工、シャッターアーク、カーテンウォール(以下「CW」という)取付工、鋼製建具工]

2. 基本方針

(1) (業界の置かれた状況)

両協会の会員企業は、総合建設会社等との工事請負契約を締結する際、金属製建具やCW等の製品と取付工事を一括して請負う契約形態が一般的となっている。

このうち社会保険料等の法定福利費は、労務(取付)費の主要構成要素であるが、現状の契約慣行下にあっては、製品代、管理費、設計費、運賃等々と共に、契約額の中に埋没している。

(目指す方向)

優れた施工品質を維持、向上させるために、良好な労働環境を整えることは業界関係者の責務である。そのため極必要な課題である法定福利費の確保を図るには、総合建設会社、会員企業、建具工事業者の夫々が、契約適正化にかかる「本来の趣旨・目的・要件」、「方法と手順」につき、根本的に見直す必要がある。

(取り組み方針)

まず現状把握を行い、会員企業、工事業者 各々の問題点を抽出して、これを関係者が共有することから始め、具体的な対策を立案する。

両協会は(仮称)「金属建具施工技能労働者社会保険加入促進委員会(以下「SC社会保険加入促進委員会」という)」を設置し、計画の円滑且つ機動的な実行を図る。

計画に基づく対策は、実効性を上げるために、業界一齊に始める必要がある。

(2) 期間は、平成28年度までの5年とし、毎年度実施状況をフォローアップする。

3. 社会保険加入状況の把握

(1) 調査の方法

概ね5年毎に実施している金属建具施工技能労働者人口調査の調査項目に、今年度は「社会保険加入状況」を加えており、本調査結果により加入状況の把握が可能である。

本調査は当技能労働者の約90%を網羅しており、客観性を有しているものと見られる。

これをふまえ、法定福利費に関する、契約書への計上方法を分析・検討する。

(2) 調査結果(平成24年8月)

① 保険加入の現況

調査対象9,475名のうち、60才未満6,497名についての保険加入状況は次の通り

- 1) 雇用保険については、適用者17.7%、適用外(事業主・適用除外者)41.7%、その他40.6%
- 2) 健康保険については、健保組合15.4%、国民健保58.5%、その他26.1%
- 3) 年金保険については、厚生年金9.9%、国民年金53.1%、その他37.0%

② 課題等

- 1) 国民年金加入者のうち、厚生年金に移行すべき者についての確認が必要。
- 2) 「その他」の内容の分析が必要
- 3) 今後製造業並みの目標の設定が必要。

4. 取組促進の方策

(1) 会員企業への周知徹底と啓発

① 兩協会 会務運営委員会が主導して、社会保険加入促進活動を展開する

- 1) 「SC社会保険加入促進委員会」を設置する
- 2) ビルサッシ委員会関係部会等が協力して促進活動を支える
- 3) ビルサッシ委員会を通じ、各社への周知徹底を図る
- 4) 中小企業委員会を通じ、各社への周知徹底を図る
- 5) 請負契約に際し、見積書の適正な運用方法について検討する
- 6) 各社への調査依頼(現状把握)を行う
- 7) 総合建設会社からの情報収集、掌握、情報調整、まとめを行う
- 8) サッシ協支部に対し、活動内容を周知する
- 9) 全国会員企業に対し、活動内容を周知する

等々

② 総合建設会社との契約慣習の改善

- 1) 工事契約条項の適正な運用
- 2) 適正工期の確保推進

(2) 金属建具施工事業者への周知徹底と啓発

- 1) 優良な施工品質保持のため、(労働条件改善)保険加入の必要性を啓蒙
- 2) 作業員名簿、賃金台帳等 事務管理指導を強化
- 3) 未加入業者の排除について周知

(3) 重層下請問題の対策

建設業許可業者と、未加入業者の実態把握

5. 法定福利費の確保について

(1) 標準見積書の作成

計画推進に際し、法定福利費は確実に担保しなければならない、との観点で見積書に「法定福利費」を明示した「標準見積書」の様式を作成する

- 1) 見積・契約区分の明確化
- 2) モデル的な見積書(案)の提示
- 3) 見積書作成手順の検討
法定福利費(見積明示金額) = 取付費 × 労務費率 × 法定福利費率
上記の考え方を基に検討
- 4) 標準見積書の周知、及び必要な見直し

(2) ダンピング対策

- ① 極度のダンピングを行う総合建設業者との契約の排除
- ② 会員企業は、施工事業者に対し、法定福利費を確保できない価格で発注しないよう周知

7. (一社) 日本電設工業協会

(社会保険加入促進計画)

一般社団法人日本電設工業協会 社会保険加入促進計画

平成24年9月28日 制定

1. はじめに

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という）等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、建設産業全体としての枠組を整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって、社会保険加入の徹底に向けて取り組んでいくことが必要とされており、特に、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められている。

国土交通省は、中央建設業審議会総会における「社会保険加入の徹底について」の提言^{*1}（平成24年3月14日）を踏まえ、関係機関が連携して取組を進めるため、行政、建設業団体、関係団体で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」^{*2}を5月29日に設置した。

また、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、5月1日に施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に社会保険の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則の改正（11月1日施行）を行うとともに、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、取組の指針となるべき「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」^{*3}を7月4日に制定した（11月1日施行）。

本会会員にとっても、技能労働者の雇用環境の改善等は重要な課題であり、日本電設工業協会（以下「電設協」という）は、「社会保険未加入対策推進協議会」に参画するとともに、「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険未加入問題への対策に積極的に取り組む。

※1：資料・1（建設産業における社会保険加入の徹底について（提言））

※2：資料・2（社会保険未加入対策推進協議会資料）

※3：資料・3（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

2. 基本方針

電設協は、関係機関と連携して、社会保険加入の徹底に向けた取組を推進するとともに、企業会員（正会員319社）に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく協力会社への指導・周知啓発及び協力会社を通じての二次下請以降への周知啓発等の取組を要請する。

また、団体会員（45都道府県の電業協会等）に対しては、各協会の会員企業が電設協の企業会員に準じた対策を講じるよう要請する。

本計画は、平成24年度から28年度までの5年間を実施期間とする。

中間時点の平成26年度に社会保険加入状況の実態調査を実施するとともに、取組の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等所要の措置を講ずる。

3. 目標

平成29年3月時点における社会保険加入率の目標を、企業会員及び企業会員の協力会社について、それぞれ100%とする。

*資料4 (社会保険加入状況緊急実態調査結果)

4. 電設協が取り組む対策

(1) 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画等

「社会保険未加入対策推進協議会」及び地方ブロック単位で設置される「社会保険未加入対策地方協議会」に参画する。

平成26年度に企業会員及び企業会員の協力会社並びに団体会員の会員企業について社会保険加入状況の実態調査を実施する。

また、対策の効果的な実施、周知啓発等に関連して、下記の事項について国に要請する。

- ・社会保険未加入対策を進めるに当たり、電設協及び会員企業が指導、周知活動を進めるための啓発資料、ポスター、パンフレット等の作成
- ・加入促進計画を効果的に進めるため、適正な工期の確保、極度な低価格入札・

- ・ダンピング対策の実施、労務費、法定福利費を含む適正な見積の実施
- ・通常必要と認められる原価の確保により、法定福利費が適正に流れる仕組みの構築
- ・公共発注者及び民間発注者に対する法定福利費確保の要請・周知の徹底

(2) 会員企業及びその協力会社への周知

社会保険未加入対策推進協議会等が作成する啓発資料等を電設協HPに掲載するなど、会員企業への周知啓発を行うとともに、下記内容について周知徹底を図る。

- ・会員企業に対し、社会保険未加入対策について業界を挙げて推進していること、及び、未加入の場合には加入を進めるべきこと
- ・会員企業に対し、協力会社の登録の条件化、下請契約を行う際の条件化、工事現場での確認等により社会保険の加入を徹底すること
- ・会員企業を通じ協力会社に対し、5年間を目標期間として、社会保険の加入の徹底について業界を挙げて推進していること

(3) 法定福利費の確保

電気設備工事の見積書に工事費とは別枠で「社会保険料相当額」を計上するための標準見積書を作成し、その活用を会員企業に周知徹底するとともに、国、民間発注者団体等に対して、法定福利費の確保を要請する。

また、会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保すること、及び、協力会社に対して標準見積書の活用を周知徹底することを要請する。

(4) 適正工期の確保

電気設備工事は建築工程に大きく左右され、建築工程の遅れが工期の終盤に大きな負担となるとともに、品質管理や安全面への影響が問題となっている。

社会保険未加入対策を効果的かつ着実に進めるためには、適正工期の確保が必要不可欠である。

電設協では、「自家用電気工作物の設置及び受電時期の設定の手引き」(平成23年12月)等を活用し、適正な受電時期の確保等について現場担当者の教育を徹底するよう会員企業に周知するとともに、関係機関と連携し、品質管理・安全確保の取組を継続する。

また、発注者等に対し、適正工期の確保に関して、下記事項を要請する。

- ・工事施工中における工程確認の徹底
- ・試験運転調整期間を考慮した工期設定（概成工期）

- ・前工程の建築工事が遅れた場合には、発注者、元請業者と下請業者が協議し、マスター工程表の竣工日を伸ばす等の対応
- ・工期変更に伴う精算
- ・4週8休（完全週休2日制）や不稼働日を考慮した工期設定（計画的工期設定）

(5) その他

ダンピング対策、重層下請構造の是正、一人親方対策、就労履歴管理システムの検討等について、社会保険未加入対策推進協議会等の場を通じて、国の取組に協力する。

5. 会員企業が取り組む対策

(1) 元請企業としての役割と責任

- ・適正な契約の締結
- ・適正な施工体制の確立
- ・雇用・労働条件の改善
- ・福祉の充実等についての指導・助言

(2) 協力会社組織を通じた指導

会員企業の多くは、協力会社の登録制度を採用し、登録、登録更新等を通じて定期的な業務査定を行うとともに、人材の確保・育成や、技術・技能の向上を図っている。

社会保険未加入対策を効果的に推進するため、災害防止協議会等の協力会社との会議の機会を活用し、下記内容を中心とした取組を行う。

- ・協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握すること
- ・協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと
- ・適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続きを進めよう指導すること

(3) 下請企業選定時の確認・指導

建設工事の下請契約に先立ち、候補となる下請企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外要件に当たらない場合は、早期に加入手続きを進めよう指導する。

協力会社登録制度を採用している会員企業は、業務査定、登録更新等の際に、

必要に応じ、協力会社に保険料の領収済通知書等関係書類の写しを提出させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずる。

(4) 施工体制台帳、再下請負通知書を活用した確認・指導

現場代理人又は現場担当者は、施工体制台帳の作成及び備え付けが義務付けられている現場において再下請負がなされる場合には、再下請負通知書の社会保険の加入状況に関する記載事項について確認する。

この結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業がある場合には、協力会社を通じて早期加入の指導を行う。

また、社会保険の加入状況の記載欄のある施工体制台帳を活用し、適正な施工体制の確保に努める。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導

現場代理人又は現場担当者は、社会保険の加入状況に関する事項について記載された作業員名簿を活用し、現場で就労する作業員について社会保険加入状況を確認するとともに、新規入場者の受入時において作業員名簿の社会保険欄を確認する。

また、確認の結果、下記の内容がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対して、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する。

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・会社に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記され、又は、年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、前項と同様に「国民健康保険」、又は「国民年金」と記載されている作業員

なお、受電時期直前の繁忙期など特段の事情がある場合を除き、作業員の社会保険加入の真正性を確認することが望ましい。

(6) 本社（支店、支社及び営業所）から施工現場への支援

本社（支店、支社及び営業所）が実施する「安全パトロール」、「品質・技術パトロール」等に当たっては、チェックリストに社会保険加入状況の項目を追加するとともに、関係備付書類の社会保険覧を確認すること等により、上記（4）及び（5）の、現場代理人又は現場担当者の確認・指導等の業務を支援する。

(7) 現場代理人が行う周知啓発

- ・施工現場において社会保険未加入対策に関するポスターの掲示を行う。
- ・パンフレット等の資料及び情報の提供を行う。
- ・本社サイドからの社会保険関係の講習会、説明会について内容の周知啓発を行う。
- ・新規入場者教育等の際に、社会保険未加入対策の重要性を説明する。
- ・現場内で行う安全衛生協議会、災害防止協議会等の諸会議で社会保険未加入対策を話題とし、周知啓発及び加入勧奨を行う。

6. その他

(1) 個人情報の保護

作業員名簿に記載する被保険者番号等は、個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

特に、作業員名簿の提出に当たっては、利用目的を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要である。

(2) 社会保険未加入対策の相談窓口

社会保険加入の徹底に向けた関係機関の連携の一環として、(一財)建設業振興基金に社会保険労務士会との相談窓口が設置されているので活用すること。

◇ (一財) 建設業振興基金 構造改善センター

TEL: 03-5473-4572 FAX: 03-5473-4594

受付時間: 9:00~12:00 13:00~17:00 (土日・祝祭日を除く)

以上

8. (社) 全国クレーン建設業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年9月12日

社団法人全国クレーン建設業協会

1 団体の基本的事項

社団法人全国クレーン建設業協会（略称：全ク協）は建設揚重業を生業とする952社（平成24年7月現在）で組織する建設専門工事業団体であり、本部事務局を東京都中央区八重洲2-7-9（相模ビル4階）に置き、全国都道府県に27支部を置いている。

2 基本的な方針

建設産業における社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請業界、下請専門工事業界等が一体となって推進していくことが必要である。

建設投資がピーク時に比し半減するなか、建設業界は生き残りのための業界再編、競争激化にさらされ、この状況下で、元請のダンピング受注のしわ寄せを下請けに押しつける構造が恒常化し、低価格での指値受注の強要や原価を顧みない受注競争が横行する等当協会の会員企業を取り巻く経営環境は一向に改善されない現状にある。

このような厳しい状況下において、経費削減のため、法的義務である社会保険等に未加入の企業が多数存在する現状を考慮した場合、適正な価格による必要な経費の確保が補償されぬまま指導が展開されていくことには、一抹の不安を感ずる。

しかしながら我々全ク協は社会資本の整備を担う専門工事業者としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、会員企業が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、元請業界に対しても、社会保険の負担が会員企業の経営を圧迫している現状から、法定福利費のみならず必要な工事原価、経費の適正な支払いが行われることを強く求めていく。また、行政に対しても、ダンピング受発注を防止する対策の強化を強く求めていく。

社会保険等は、法令に基づき加入が義務づけられており、未加入企業や未加入者が利する環境にならないよう、一定の時期、段階に於いて、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用を求める。

3 保険加入の状況

平成23年11月に実施した社会保険等の加入状況に関する調査結果は以下のとおりである。

会員企業 960 社（平成 23 年 10 月現在）中、回答 378 社、回答率 39.4%

◇会社別(378 社)

健康保険			厚生年金			労働保険		
全員加入	一部加入	未加入	全員加入	一部加入	未加入	全員加入	一部加入	未加入
335	11	32	335	13	30	324	35	19
88.6%	2.9%	8.5%	88.6%	3.4%	7.9%	85.7%	9.3%	5.0%

◇従業員別(12,037 名)

健康保険			厚生年金			労働保険		
11,555			11,506			11,553		
全員加入	一部加入	未加入	全員加入	一部加入	未加入	全員加入	一部加入	未加入
11,441	114		11,458	48		11,383	170	
		482			531			484
	11,555		11,506			11,553		
96.0%	4.0%		95.6%			96.0%		4.0%

上記結果では、回答率が 39.1% と低率であり、未回答社の多くは社会保険等に未加入であると推量される。

この結果を踏まえ、以下に示す取り組みにより、平成 29 年度末終了時における会員企業が雇用する社会保険加入義務のある従業員の 100% 加入率達成を目指す。

4. 取り組みの内容

(1) 期間

国土交通省の計画と同様、平成 24 年度を初年度とする 5 箇年計画とする。

(2) 全ク協（団体）が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策協議会」への参画

- 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策協議会」に参画し、下請専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- 社会保険未加入に関する対策の啓蒙を図り、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③他の専門工事業団体との連携

- ・社団法人建設産業専門団体連合会及び他の建設機械施工工事業団体と連携し、加入促進を図るための施策を協力して推進する。

④標準見積書の策定

- ・業界における法定福利費を別枠明示した標準見積書を策定し、会員企業へその活用を周知指導、浸透させる。

⑤法定福利費の確保

- ・標準見積書の採用による法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指す。
- ・元請業界に対し、法定福利費の適正な支払いを求めるため、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の採用を働きかけるとともに、元請団体に対しては標準見積書の採用を周知方要請する。
- ・法定福利費に併せて、中退共及び建退共制度について、退共本部の展開する加入促進活動への積極的な強力を行う。

⑥低価格受注防止対策の推進

- ・元請業界に対して、原価割れ価格による受注の強要や法定福利費その他必要経費の値引き強要などの是正を求める。
- ・行政に対して、実効性のあるダンピング防止対策の実施を求めるとともに、元請業界に対する元請・下請間の取引適正化に係る指導を求める。

(3) 会員企業自ら実施すべき対策

①保険加入の促進

- ・自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努める。
- ・建設業許可申請・更新時における社会保険等への加入書類の提示及び施工体制台帳・作業員名簿等への社会保険等への加入状況記載を遵守する。

②法定福利費等の確保

- ・元請業者との見積もり交渉、契約に当たり、標準見積書を活用した適正な法定福利費の確保に努める。
- ・法定福利費に併せて、退職金制度等の必要経費も同様に計上し、確保に務める。

③保険未加入作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階）、保険未加入作業員の現場からの排除に取り組む。

9. (一社) 日本道路建設業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

1. 基本的な方針

社会保険未加入対策は行政・元請企業・下請企業が一体となって取り組む必要がある。

当協会は、企業としての社会的責務を果たすべく、協会が取り組むべき対策及び会員企業が自ら取り組むべき対策を取り決めて、その推進を図る。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業や未加入者が利するような環境にならないようにすべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施にあたっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の待遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

今後、会員企業に対して、下請企業を含めた社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画を見直しを行うこととする。

2. 取り組み方針

(1) 計画期間

期間は国と同様に、平成24年度を初年度とする5年間とする。

2年目以降は、実施状況のフォローアップを行い、その結果に基づき必要な対策等を実施する。必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 計画の公表

計画を策定後、協議会（国土交通省）及び協会HPで公表する。

(3) 取り組みの内容

① 国土交通省の「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

国土交通省（建設業担当部局）、厚生労働省（社会保険担当部局）、学識経験者、建設業者団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

また、地方協議会にも積極的に参画する。

② 保険加入の状況

会員企業及び協力会社（下請企業）の社会保険の加入現況調査を10月以降に実施し、12月に取り纏めを行い、報告する。

③ 会員企業への周知

- ・ 社会保険未加入対策に関して業界を上げて推進していること等について、協会HPや機関誌「道路建設」等を通じて周知、また、企業として取り組むべき対策についての周知徹底を図る。
さらに、協力会社にも会員企業を通じて周知徹底を図る。
- ・ 会員企業の工事現場において、ポスター等の配布による事業者・技能労働者への社会保険加入の働きかけの実施。
- ・ 会員企業における下請企業への指導、周知状況の把握。

④ 法定福利費の確保

- ・ 民間発注団体に対して、ダンピングの防止、法定福利費確保の働きかけを行う。
- ・ 会員企業に対し、下請会社からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して、法定福利費を適正に確保するよう徹底する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部が展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑤ 就労履歴管理対応

- ・ 就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図る観点からや事業所での保険加入の確認を行うために、就労履歴管理システム等の構築に向けた検討に参画して、実用化に向けた検討を始める。

⑥ 適正工期の確保

- ・ 適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。このため、労働環境の現状把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記要請活動、パンフレット等による民間発注者への働きかけを行う。

3. 会員企業が自ら行うべき対策

(1) 社会保険加入状況の確認及び指導

- ・ 下請企業に対して、現場等に於いて社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・ 下請企業との契約時における社会保険等の加入状況の確認の実施、未加入企業に対して加入を指導する。（2次下請以降は1次下請経由で指導）

(2) 法定福利費等の確保

- ・ 発注者との見積、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・ 下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度加入の指導及び必要な経費の同様の取扱となるように取り組む。

(3) 社会保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・ 社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階以降、保険未加入企業との契約の制限や、未加入の作業員の現場からの排除等に取り組む。

以上

平成24年9月7日

一般社団法人日本道路建設業協会

10. (社) 鉄骨建設業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年10月18日
社団法人鉄骨建設業協会

1 目的

鉄骨建設業協会は、建設産業における社会保険未加入問題への対策を進めるため、行政、元請企業及び下請企業等の関係者と一体となって諸課題の取り組みを平成24年度から開始し、今後5年を目途に建設業許可業者の社会保険加入率100%を目指して、社会保険加入の指導等の徹底を図るとともに、適正な法定福利費を含んだ見積・契約の実施の取り組み等について「社会保険加入促進計画」を定めることとし、併せて、元請・下請間の契約適正化を推進することを目的とする。

2 基本方針

平成24年5月に設立された「社会保険未加入対策推進協議会」の一員として、同協議会の事業推進に参画・協力をしていく。

社会保険未加入対策としては、団体が取り組むべき対策、会員企業(正会員に限る。)が企業としての責務を果たすべく、自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

また、行政に対しては、社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、法定福利費が確実に下請企業に流れる仕組みを構築すべく、発注者への要請・周知ならびに元請企業への指導強化を図るよう求めていく。

3 取り組み内容

(1)期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2)団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、専門工事業の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに、実効性の上がる対策について意見具申する。

②会員企業への周知

会員企業に対し、保険未加入対策に関する啓発を図るとともに、会員企業

として取り組むべき対策の周知徹底に努め、併せて、会員企業が2次下請企業に対して周知徹底を図るよう要請する。

③法定福利費等の確保

- ・国と一体となって、見積・契約・支払における法定福利費の取り扱いについて検討する。
- ・会員企業に対して、契約の見積時から法定福利費を適正に確保するよう要請する。
- ・元請建設業団体・元請企業に対して、法定福利費を確保した適正価格による下請契約の履行を要請する。
- ・法定福利費の内訳を明示するための「標準見積書」を策定し、その作成手順について会員企業へ周知徹底を図るとともに、元請建設業団体・元請企業に対して、その活用方を要請する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への支援協力をを行う。

④適正工期の確保

適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けて、着工前契約における適正工期の確保を元請建設業団体・元請企業へ強く求める。

⑤重層化の改善

- ・会員企業に対して、「1人親方」や「偽装請負」など職業安定法及び労働者派遣法に基づく適法性のチェック徹底を要請する。
- ・会員企業に対して、下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による2次下請企業の選定、さらには同主旨の3次下請以降の企業に対する指導を要請する。

(3)会員企業が身ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・2次下請企業に対して、3次下請企業ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・2次下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(3次下請以降は2次下請経由で指導)
- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未

加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(3次下請以降は2次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・ 見積・契約においては、標準見積書を活用した適正な法定福利費を計上し、元請・下請間及び下請・再下請間の契約の適正化に努める。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取り扱いとなるよう取り組む。

③重層化の改善

2次下請企業に対して、「1人親方」「偽装請負」など、職業安定法及び労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な2次下請企業の選定、さらには同主旨の3次下請以降の企業への指導を求める。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

[附記]

本文中の下請次数は、原則として会員企業を1次下請に位置付けた場合の表記としているため、契約実態に合わせて各次数を各々読み替えるものとする。

12. (社) 全国中小建設業協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

(社)全国中小建設業協会

I 団体の基本的事項

団体名 社団法人全国中小建設業協会
代表者 会長 岡本 弘
所在地 東京都中央区日本橋茅場町1-6-12
会員団体数 34団体 (会員会社数 3,033社)
主な業種 土木工事一式、建築工事一式

II 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実行性を確保するためには、社会保険行政、発注者元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

全中建は、元請企業としての責務を果たすべく、団体で取り組むべき対策、会員団体が実施すべき対策、会員各社が自ら実施すべき対策を取りまとめ、社会保険等の加入促進の総合的推進を図っていくこととする。

このため、保険加入状況の実態を把握することとし、各種法律により加入が義務付けられる場合と、農業・林業などの傍ら土木・建築作業に臨時的に携わることにより適用除外となる場合などを整理したうえ、加入すべきであるに係わらず未加入である者の加入を積極的に推進していくものとする。

これらによって、技能労働者の処遇改善が図れることとなり、人材確保を推進するという本来の趣旨に添うものと考えるところである。

III 加入促進計画

1 取組期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

2 全中建が団体として取り組むべき対策

- ① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画
 - ・ 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成国レベルの「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実行性の上がる対策について積極的に意見具申する。
- ② 保険加入状況の把握
 - ・ 会員会社に対するアンケート調査等により、保険加入状況を把握する。なお、定期的にフォローアップ調査を実施する。
- ③ 会員団体への周知
 - ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年7月4日制定、以下「社会保険ガイドライン」という。）の周知を図るとともに、会員会社として取り組むべき対策の周知徹底に努める。
- ④ 専門工事業団体との連携
 - ・ 専門工事業団体と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進策を検討する。
- ⑤ ダンピング防止対策の徹底
 - ・ 国、地方公共団体等の発注者に対して、多様な入札制度の採用、最低制限価格・低入札調査基準価格の引き上げなどにより、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。
- ⑥ 法定福利費等の確保
 - ・ 国と一体となり、見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
 - ・ 民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。
 - ・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

3 会員団体支部が取り組むべき対策

- ・ 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で

- 構成する地方レベルの「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実行性の上がる対策について積極的に意見具申する。
- 会員会社並びに下請会社などの保険加入状況を把握する。なお、定期的にフォローアップ調査を実施する。
- 社会保険ガイドラインの周知を図るとともに、全中建本部と一体となって加入促進の施策を検討し取組を行う。

4 会員会社が取り組むべき対策

① 社会保険ガイドラインの周知

- 社会保険ガイドラインを十分に理解するとともに、下請企業等に対して周知する。

② 保険加入状況の確認及び指導

- 下請企業に対して、協力会社並びに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- 下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(二次下請以降は、一次下請経由で指導)
- 現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(二次下請以降は、一次下請経由で指導)

③ 法定福利費等の確保

- 発注者との見積交渉、入札・契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- 法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

④ 重層化の改善

- 下請企業に対して、「一人親方」、「偽装請負」など、職業安定法及び労働者派遣法に基づく適法性のチェック・指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

以上

15. (一社) 情報通信エンジニアリング協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

1. 団体の基本的事項

- (1) 団体名 一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会
(2) 所在地 東京都渋谷区猿楽町3-3
(3) 会員数 18社
(4) 主な業種 電気通信工事業

2. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

情報通信エンジニアリング協会は、元請企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、通常会員会社（以下「会員会社」という。）が実施すべき対策について団体内で協議しつつ、その推進を図っていく。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮することはもとより、技能労働者の待遇・労働環境の改善により人材確保を図るという本来の目的に資する必要がある。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、会員会社に対し、下請企業を含めた加入の意義の周知・啓発を図るとともに、加入実態を把握し対策の検討を行うことにより、計画の見直しに反映していくこととする。

3. 取り組みの内容

(1) 期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

(2) 団体としての取り組み

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、各構成団体等の取り組みを参考にしながら、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について取り組むこととする。

②会員会社への周知

・保険未加入対策に関する会員会社への啓蒙を図るとともに、会員会社として取り組むべき施策の周知徹底に努める。

③保険加入状況の確認

- ・会員会社が下請企業との契約時に、団体として共通的に社会保険加入状況の把握が必要な工事について、加入状況を毎年一定時期にアンケート調査により確認する。
- ・確認した状況を踏まえ、会員会社及び下請企業における加入促進等に向けた対策を検討し周知を図る。

④法定福利費等の確保

- ・国等関係機関での活動を参考に、見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
- ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を確認し、必要に応じて働き掛け等を行う。
- ・会員会社に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに下請企業における社会保険への適用を、周知・指導する。

⑤下請契約の改善

- ・関係法令に沿った下請契約の要否確認と適切な下請企業の選定を会員会社に要請する。

(3) 会員会社が自ら実施する取り組み

①保険加入状況の確認及び指導

- ・下請企業に対して、協力会社ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。

③下請契約の改善

- ・下請企業に対して、偽装請負など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、関係法令に沿った下請契約の要否の確認と適切な下請企業の選定に取り組む。

- ・状況に応じては、平成29年度以降、保険未加入企業及び未加入作業員の排除も考慮する。

以上

16. (一社) 日本橋梁建設協会
(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成24年10月 5日

一般社団法人日本橋梁建設協会

1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

一般社団法人日本橋梁建設協会（以下「橋建協」という。）は、元請企業としての責務を果たすべく、橋建協が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。（別紙参照）

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきである。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の待遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

2. 取り組みの内容

（1）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

（2）団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③専門工事業団体との連携

- ・日本橋梁鉄骨事業協同組合および橋梁建設事業協同組合と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。

④就労履歴管理システムの活用等

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの活用、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。

⑤法定福利費等の確保

- ・国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
- ・発注者に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。
- ・会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。
- ・法定福利費について、元請・下請間で別途精算を行うよう会員企業に対し周知する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑥適正工期の確保

- ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けて発注者への働き掛けを行う。

⑦重層化の改善

- ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。
- ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。
- ・重層下請け次数を原則四次以内とする。

⑧実効性のある低入札防止対策の徹底

- ・高速道路会社等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

(3) 会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・下請企業に対して、協力会社ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。（2次下請以降は1次下請経由で指導）
- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。（2次下請以降は1次下請経由で指導）

②法定福利費等の確保

- ・発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

③重層化の改善

- ・下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降（社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階）、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

【別紙】

行政に対する要請

1. 実効性の上がる保険未加入企業の排除

- ・建設業法に基づく建設業の許可、あるいは許可更新時に、社会保険等の加入状況を許可要件とするなど、実効性のある措置の実施を求める。
- ・本施策の全国の行政及び発注部局、さらには全発注者への指導徹底を求める。併せて、上記施策の進捗状況の公表を求める。

2. 関係行政部局との連携強化

- ・社会保険担当部局による未加入企業及び未加入者に対する更なる厳格な対応を求める。現状の厚生年金は25年掛けないと支給されないシステムであり、今後作業者が加入することは考えがたい。法的に支給システムの特例を認めることを求める。
- ・作業者の社会保険の加入に際して、その補填が必要となるため内数としてその一部が計上されるので、設計労務単価の見直し（設計費の増額）を求める。
- ・発注者（国、地方自治体、高速道路会社等）において、最低制限価格の設置等、実効性のある低入札防止対策の徹底を求める。
- ・全国全ての発注部局および民間発注者において、工事の平準化発注、および発注者に起因する着工遅れの解消、並びに適正工期の確保がなされるよう指導徹底を求める。
- ・厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制による保険加入状況等の調査、指導等を求める。
- ・社会保険加入状況の情報開示及び資料提供を求める。

3. 就労履歴管理システムの構築

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るため、政府主導で就労履歴管理システムの構築を求める。また、政府で導入が検討されている共通番号制度の活用を求める。（各企業の社会保険の加入状況も公開情報とする）
- ・本システムには、建設業法に基づく各種申請業務や所有資格情報等を一元管理し、共有化した効率的な運用による手間と経費の軽減等が期待される。本システムが建設産業にとって画期的なものとなるよう行政として取り組むことを求める。
- ・本システムの構築に向けたロードマップの作成を求める。

4. 重層下請構造の改善

- ・技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負禁止の確認、及び主任技術者の配置の徹底に向けた運用を求める。
- ・「一人親方」「偽装請負」に歯止めを掛けるため、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の判断基準の作成、及び周知徹底等を求める。さらに一定程度の理解が得られた段階において、同法の厳格な運用を求める。
- ・橋梁工事は特殊な専門業者による施工が必要であるにもかかわらず、県のような地方自治体から地元業者の採用を指導される場合が多い。また、十分に地方の業者の力量・会社システムを把握することが難しいため、重層下請構造となる可能性がある。このような地元業者を採用する指導は、特に専門性の高い工事においては除外することを求める。

5. 法定福利費等の計上及び民間発注者への指導

- ・見積書に計上する「工事費の法定福利費の算出基準」の作成を求める。
- ・現在、現場管理比率に含まれる法定福利費について、落札率がかかるため、受注金額の外数として、受注後別途積上げる積算システムとすることを求める。
- ・法定福利費については、発注者と元請企業、元請企業と下請企業間において工事完了後、実質的な人工数による精算とすることを求める。
- ・法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとした、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を求める。
- ・上記算出基準に基づく法定福利費の請負契約への適用、及び受発注者の法令遵守ガイドラインの民間発注者への指導徹底を求める。
- ・保険未加入対策に併せて実施することが効果的であると考えられる建退共制度の加入促進策の検討を求める。

6. 社会保険加入促進による影響・効果の把握とその対応策の検討

- ・業者数、従業員数、就労者数の増減等、施策に対する評価、レビューを行い、その状況に応じた施策実行の見直しの検討を求める。

7. 工程表の作成

- ・各施策の段階的な目標・達成レベルを明示した工程表の作成を求める。

以上

17. (社) 全国鉄筋工業事業協会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進5ヶ年計画及び標準見積書の提出

社会保険未加入対策推進協議会での約定により標題の計画及び見積書を提出する。

1. 社会保険加入促進5ヶ年計画

- ・平成29年4月からの本格運用に向けて当協会の計画の枠組みをまとめた。
- ・まず、「社会保険制度」そのものについての理解がともかく最優先、しかる後に未加入対策にかかる内容・課題等を具体的に理解する必要がある。
- ・社会保険の加入・未加入等状況の実態の調査の具体的方法については、これぞ、という対応が見当らない。調査表の形・内容についてもまず「試行」して見極める必要との判断で臨む。
- ・実態調査は、毎年月日を確定して実施する方法を模索する。
- ・5ヶ年計画は、各年度の進捗状況等により適時改訂等の作業により最新化する。

2. 標準見積書の作成及び活用

- ・標準見積書の様式・構成等については、見直しと改訂を適宜考慮する。
- ・平成24年度11月には、標準見積書の使用を全国規模で推し進める予定である。従前の見積書作成とは異なっている場合も多く、算定方法など取扱いに慣れていない場合等々混乱が生じる可能性があるが、出来るところから進めてゆく。
- ・「CD」等を作成・頒布し、同時に説明会・講習会等を機会あるごとに実施して普及に努める。

3. 社会保険未加入対策の関する推進母体等

- ・当協会での推進母体は、経営委員会（委員長は会長）が当たる。
 - ・経営委員会に設置した；
 - 「社会保険加入促進5ヶ年計画策定プロジェクトチーム（計画策定PT）」、
 - 「標準見積書作成プロジェクトチーム（見積書作成PT）」及び
 - 「社会保険加入状況実態調査プロジェクトチーム（実態調査PT）」
- の3つのPTにより社会保険未加入対策の課題に対応する。

以上

平成24年10月1日

(公社) 全国鉄筋工事業協会

社会保険加入促進5ヶ年計画

平成29年4月に本格運用が開始されるに至るまでの5ヶ年計画を策定する。

「社会保険未加入」による弊害、「社会保険加入」に至る構造的・制度的課題を乗り越えるための様々な作業を5ヶ年で達成しなければならない。

「社会保険制度」そのものへの理解・周知、企業としての様々な取り組み、鉄筋工事従業者等の実態の把握を軸として5か年計画を推進する。

		国土交通省、厚生労働省、関係諸団体	推進協議会等への参画
1. 関係者が一体となって行う推進活動及び社会保険加入促進に向けた説明会・研修等の実施		全鉄筋会員(32会員)および関連企業等	「社会保険未加入対策」への周知・啓発活動 「加入促進計画の策定・改訂・推進」 「社会保険制度」の内容への理解促進の説明会や研修などの実施

平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
「社会保険制度」に関する周知 「社会保険制度」理解のための説明会の実施及び研修計画策定	「社会保険制度」に関する周知及び啓発活動 理解促進のための研修実施	理解及び加入促進のための研修実施	加入促進のための研修実施	本格運用への準備年度

2. 建設業許可取得対応	全鉄筋会員および関連企業等	許可取得等への会員支援
3. 建設企業としての取り組み	全鉄筋会員および関連企業等	各種eトライ等の周知支援・運用

平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
建設業許可取得への支援等 建設業法令遵守がトライ・下請がトライ等周知に対する啓発・説明会等計画	建設業許可取得への支援等 建設業法令遵守がトライ・下請がトライ等周知に対する啓発・説明会等実施	建設業許可取得への支援等 建設業法令遵守がトライ・下請がトライ等運用に対する啓発・講習実施	建設業許可取得への支援等 建設業法令遵守がトライ・下請がトライ等の適切な運用の確認	本格運用への準備年度

4. 法定福利費の確保への取り組み	全鉄筋会員および関連企業等	公共工事積算・設計単価調査等への対応 標準見積書作成・活用
-------------------	---------------	----------------------------------

平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
関係する各種調査への協力 標準見積書作成・活用試行(全国展開) 見積書活用講習実施計画	関係する各種調査への協力 標準見積書(見直しと改訂)・活用 見積書活用講習の実施	関係する各種調査への協力 標準見積書(見直しと改訂)・活用 見積書活用講習の実施	関係する各種調査への協力 標準見積書活用状況調査等の実施	本格運用への準備年度

5. 実態調査	全鉄筋会員及び関連企業等	「社会保険加入状況調査」「従業者・下請状況調査」
---------	--------------	--------------------------

平成24年度(2012)	平成25年度(2013)	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
「社会保険加入状況調査」 関東地区・全国規模(青年部による調査試行) 「従業者・下請・社会保険加入」実態調査を予定(年度末までに集計)	実態調査を受けた対応 「従業者・下請・社会保険加入」実態調査を予定(年度末までに集計)	実態調査を受けた対応 「従業者・下請・社会保険加入」実態調査を予定(年度末までに集計)	実態調査を受けた対応 「従業者・下請・社会保険加入」実態調査を予定(年度末までに集計)	本格運用への準備年度

社会保険加入促進5ヶ年計画：平成24年度実施計画

平成24年度における実施計画を策定した。

取組項目	1. 関係者が一体となって行う推進活動及び社会保険加入促進に向けた説明会・研修等の実施	2. 建設業許可取得対応 3. 建設企業としての取り組み	4. 法定福利費の確保への取り組み	5. 実態調査
平成24年度実施計画	「社会保険制度」に関する周知 「社会保険制度」理解のための説明会の実施及び研修計画策定	建設業許可取得への支援等 建設業法令遵守ガイドライン・下請ガイドライン等周知に対する啓発・説明会等計画	関係する各種調査への協力 標準見積書作成・活用試行(全国展開) 見積書活用講習実施計画	「社会保険加入調査」関東地区・全国規模(青年部による調査試行) 「従業者・下請・社会保険加入実態調査を予定(年度末までに集計)
平成24年 5月	社会保険未加入対策推進協議会発足			
6月				
7月			第1回標準見積書作成WG	
8月	推進計画書策定WG		第2回標準見積書作成WG	関東地区での実態調査
9月	経営委員会による推進計画書・標準見積書の検証		経営委員会による推進計画書・標準見積書の検証	全国規模(青年部)による実態調査
10月	推進計画書・標準見積書の国土交通省への提出 第2回社会保険未加入対策推進協議会		推進計画書・標準見積書の国土交通省への提出	関東地区実態調査集計
11月	① 社会保険制度に関する説明会の実施		標準見積書活用試行 CD等作成配布	青年部全国会議での実態調査報告 調査表の選定
12月	② 社会保険制度に関する説明会の実施		標準見積書活用試行 CD等作成配布	
平成25年1月	研修計画策定 ③ 社会保険制度に関する説明会の実施	啓発・説明会等計画策定	標準見積書活用試行 CD等作成配布 講習計画策定	全国実態調査(従業者・下請・社会保険)
2月	④ 社会保険制度に関する説明会の実施 経営委員会 理事会(事業計画承認)	経営委員会 理事会(事業計画承認)	経営委員会 理事会(事業計画承認)	全国集計 経営委員会 理事会(事業計画承認)
3月	H25年度事業計画書の提出(内閣府)	H25年度事業計画書の提出(内閣府)	H25年度事業計画書の提出(内閣府)	H25年度事業計画書の提出(内閣府)
4月	⑤ 社会保険制度に関する説明会の実施			
5月	社員総会	社員総会	社員総会	社員総会

18. (社) 日本鳶工業連合会

(社会保険加入促進計画)

社会保険加入促進計画

平成 24年 10月 5日
社団法人 日本鳶工業連合会

1、団体の基本的事項

- (1) 団体名：社団法人 日本鳶工業連合会
- (2) 代表者：会長 木戸 瞳 浩
- (3) 所在地：東京都港区芝公園3丁目5-20 日鳶連会館内
- (4) 会員数：170組合（構成員数：2,671）
- (5) 主な業種：鳶・土工事業

2、基本的な考え方

建設投資の減少に伴い、元請企業の行き過ぎた価格競争が横行し、その影響で専門工事業者は景気が低迷し、経営環境、生活環境が悪化している。

鳶工事業者も低賃金・長時間労働が恒常化し、多くの業者、職人たちが厳しい状態に置かれている。

よって、仕事を受注するために福利厚生費等の必要コストまで削減しなければならず、本来負担すべき「雇用保険」、「健康保険」、「厚生年金」の事業主負担を適正に負担することが困難な状況が長年続いている。

当然のごとく、その影響は建設労働者である職人たちにも及んでおり、生活基盤の確保がままならず悪化の一途をたどっている。

その結果、職人の離職と若年入職者の減少による職人の高齢化が進み、今後は技能伝承が途絶する危機を迎えている。

この状況を鑑み（社）日本鳶工業連合会（以下 日鳶連とする。）は、専門工事業者としての責務と役割を果たすため、建設労働者が安心して働く職場の改善を図るという本来の目的に照らし、社会保険等の費用が末端の労働者まで行き渡る仕組みの構築を検討するとともに、そのための経費を別枠支給して頂けるように建設関係・各省庁・元請等に働きかけて参ります。

なお、今後、会員に対して、社会保険等の加入に伴う実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

3、取り組みの概要

(1) 期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

①第一期 平成24年9月～平成26年8月

②第二期 平成26年9月～平成29年8月

4、保険加入状況

(1) 平成23年度建設業従事者に関する社会保険等の加入状況についてのアンケート調査票は次のとおりである。

- ① (社) 日鳴工業連合会会員事業所 (別表1)
- ② 日鳴連会員事業所の二次業者の状況 (別表2)

5、自主的な取り組み促進

(1) 日鳴連の社会保険加入促進に関する検討委員会 (経営雇用対策委員会)

委員長 中村隆輔 副委員 工藤克彦 委員 山本富夫
委員 春瀬隆昭 委員 松原繁光 委員 永井克弘

(2) 委員会で第一期平成24年9月～平成26年8月までの実施すべき事業の綱領を決める。

(3) 主な実施項目

①平成24年度経営雇用実態調査を実施し、現況把握に努める。(別表3)

- ・実施期間：平成24年9月25日～平成24年11月31日 ペ切
- ・発送枚数：2,671 (構成員数)
- ・集計期間：平成24年11月～12月 (アンケート分析)
- ・結果発表：国土交通省・関係団体へ資料を提供する。

(平成25年1月初旬予定)

②労務単価の調査を実施予定

上記①によります、現況把握を行い、標準見積書の作成の基礎データをまとめるため、労務単価の調査を行う。(平均的労働単価の算出)

- ・調査原案作成：平成24年12月
- ・実施期間：平成25年1月～平成25年2月 ペ切
- ・集計期間：平成25年2月～3月 (アンケート分析)
- ・結果発表：国土交通省・関係団体へ資料を提供する。

(平成25年4月予定)

③社会保険加入促進関連資料の配布

日鳴連会員に対して、社会保険加入の啓蒙を図るため国土交通省等発行の資料を配布し促進を図る。

④機関誌による社会保険加入促進のPR

日鳴連発行の「日鳴連新聞」(毎月1回発行)で社会保険加入促進をPRする。

⑤社会保険加入促進を図るための講習会の開催

社会保険加入を促進するため、会員に加入促進のための講習会等を関係行政と連携を取りながら実施する。

⑥建設専門工事業団体と連携を図る

(社) 建設産業専門団体連合会及び他の団体との連携を図り、情報交換等を行い社会保険加入促進について交流する。

⑦標準見積書の作成

日鳴連会員における、社会保険等の法定福利費の別枠明示をする「標準見積書」を策定し、その活用を順次周知徹底する。

⑧法定福利費別枠支給の原資の確保

元請企業が過剰な価格競争を無くし、専門工事業が適正な原資を確保して、社会保険加入の事業主負担が適正に出来るよう、また建設労働者まで行き渡るよう建設関係・各省庁・元請等に対して意見を発信する。

⑨その他

6、第二期に向けた対策

(1) 平成24年度～26年度の第一期の取組内容と実績を見据えて、その検証をし、第二期の取組の詳細を決定する。

(2) 第一期での「標準見積書」の普及の実態を把握して利用方法・効果等を調査し、改訂すべき点があれば「標準見積書（改訂版）」を作成する。

(3) その他

別表1

建設業従事者に関する社会保険・労働保険等の加入状況についてのアンケート集計表(その1)

平成23年11月2日

団体名
社団法人日本建設業連合会

全社が雇用を直接給与等の支払いをしている者との区分	会社が雇用して直接給与等の支払をしている者の区分の人数	社会保険(その内社会保険をかけている者の人数)				労働保険 雇用保険を掛けている者の人数	備考
		健康保険	国民健康保険	厚生年金	国民年金		
A.社員: 会社が社員とて契約に基づき給与等を直接支払っている者	1,317名	928名	343名	1,169名	86名	1,203名	会員企業 2,765社 回答企業 87社 回答率 3%
B.社員以外: 社員ではないが労働契約等により給与等を直接支払っている者							
(1)日給	137名	2名	68名	2名	63名	91名	
(2)日給・月給	68名	1名	40名	1名	37名	5名	
(3)月給	15名	5名	3名	5名	1名	3名	
(4)その他	2名	1名	1名	1名	1名	1名	
計(A+B)	1,539名	936名	455名	1,177名	187名	1,303名	
二次下請業者の集計	49社	1,271名	289名	622名	162名	494名	182名

次の頁へ(二次下請業用調査表)

別表2

建設業従事者に関する社会保険・労働保険等の加入状況についてのアンケート集計表(その2)

この調査表は、下請業者(二次下請業者)等について作成されるものです。業者毎に1枚作成して下さい。

団体名 社団法人日本施工業連合会

平成23年11月2日

会社が雇用している 会社が雇用して 直接給与等の支 払をしている者の 区分の人数	社会保険をかけている者的人数				労働保険 雇用保険を掛け ている者の人数	備 考
	健康保険	国民健康保険	厚生年金	国民年金		
A.社員： 会社が社員とて契約に基づき給与等を直接 支払っている者	339名	164名	175名	161名	92名	181名
B.社員以外： 社員ではないが労働契約等により給与等を直 接支払っている者	686名	124名	287名	名	255名	1名
(1)日給	231名	名	148名	名	135名	名
(2)日給・月給	15名	1名	12名	名	12名	名
(3)月給	名	名	名	名	名	名
(4)その他	計(A+B)	1,271名	289名	622名	162名	494名
						182名

この項の調査対象者は、二次会社が身分名称の如何に關わらず、契約等により直接に給与を支払っている者です。

社団法人 日本鳶工業連合会
平成24年度 経営雇用実態調査

1. この調査は、統計的な資料を得るために実施するものであり、本事業の目的以外に利用することはありませんので率直なご意見をお聞かせ下さい。
2. この調査に関するお問い合わせは、(社)日本鳶工業連合会 事務局(TEL : 03-3434-8805)までお願いします。
3. この調査票は、平成24年10月31日(水)までに同封の返信用封筒をご利用の上、各県連または各組合事務局までお送り下さい。
4. この調査は、平成24年9月30日現在の状況についてお答え下さい。

※今回の情報は調査の目的以外には一切使用しませんのでご連絡先をご記入下さい。

県連名		組合名	
社名			
ご記入者名	(役職)	(お名前)	
住所			
電話番号			

Q1 貴事業所の企業形態を教えてください。(該当する形態に○を付けてください。)

企業形態	回答
株式会社	
有限会社	
合名・合資会社	
個人経営	

Q2 建設業許可の取得状況について教えてください。(該当する区分に○を付けてください。)

(許可を取得している場合、業種・番号・許可年月日を教えてください。)

区分	回答	許可業種	許可番号	許可年月日
大臣				
知事				
なし				

Q3 貴事業所の規模・営業品目等を教えてください。

・資本金の額(該当する項目に○を付けてください。)

資本金の額	回答
個人	
500万円未満	
500万円以上 1千万円未満	
1千万円以上 5千万円未満	
5千万円以上 1億円未満	
1億円以上	

・営業の範囲(地域)

()

・主な得意先(該当する項目に○を付けてください。)

得意先	回答
官公庁	
ゼネコン	
民間	
その他	

・営業品目(該当する品目に○を付けてください。)

※複数回答可

営業品目	回答
土木一式	
建築一式	
とび土工	
鉄骨とび	
解体	
重機土工	
その他()	

Q4 貴事業所の営業年数(創業からの年数)を教えてください。

営業年数	回答
10年未満	
10年以上 20年未満	
20年以上 30年未満	
30年以上 40年未満	
40年以上 50年未満	
50年以上	

Q5-1 貴事業所の従業員数(事業主を含む)と、その年齢を教えてください。

年齢区分(歳)	役員	社員	作業員
20歳未満	人	人	人
20~29	人	人	人
30~39	人	人	人
40~49	人	人	人
50~59	人	人	人
60~64	人	人	人
65歳以上	人	人	人
合計	人	人	人

Q5-2 外注(協力会社)数と、その合計人数を教えてください。

専属下請け会社数 ()社
専属下請け 人数 ()人

臨時下請け会社数 ()社
臨時下請け 人数 ()人

Q6 貴事業所の有資格者数の内訳を教えてください。

資 格	人 数	資 格	人 数	種 目
基幹技能者	人		人	
1級とび技能士	人		人	
2級とび技能士	人	作業主任者	人	
1級建築施工管理技士	人		人	
2級建築施工管理技士	人		人	
1級土木施工管理技士	人	就業制限に係る	人	
2級土木施工管理技士	人	技能講習	人	
職業訓練指導員	人	(例:玉掛け、小移クなど)	人	
職長	人	その他	人	

Q7 直近年度の完成工事高を教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

完 成 工 事 高	回 答
5,000万円未満	
5,000万円以上 1億円未満	
1億円以上 10億円未満	
10億円以上 50億円未満	
50億円以上 100億円未満	
100億円以上	

Q8 貴事業所の最も多い請負階層を教えてください。(該当する欄にそれぞれ○を付けてください。)

請負階層	回 答
元請	
1次下請	
2次下請以下	

Q9 分離発注制度の有無を教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

各工事の分離発注	回 答
官庁工事	有り
	無し
民間工事	有り
	無し

Q10-1 若年労働者の就業状況(過不足)を教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

若年労働力	回答
かなり不足している	
やや不足している	
特に不足を感じていない	
あまっている	

Q10-2 若年労働者の定着(5年以上)状況を教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

若年労働者の定着状況	回答
定着率は高い	
ほぼ定着している	
定着率は低い	
定着していない	

Q11-1 若年者労働者の確保に向けて取り組んでいますか。

(該当する欄に○を付けて具体例を記入してください。)

週休2日・社員寮・月給制 など

※複数回答可

取り組み状況	回答	具体例
取り組んでいる	学校との情報交換	
	労働条件の改善	
	福利厚生の充実	
	賃金制度の見直し	
	その他	
取り組んでいない		

Q11-2 若年労働者の確保手段について教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

※複数回答可

確保の手段	回答
ハローワーク(新卒求人)	
ハローワーク(随時求人)	
縁故採用	
その他()	

Q12 定年制の有無について教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

定年制の有無	回答
あり	()歳
	一律の年齢ではない
なし	

Q13 高年齢労働者の雇用継続に向けて取り組んでいますか。(該当する欄に○を付けてください。)

※複数回答可

取り組み状況	回答
取り組んでいる	定年引上げ()歳→()歳
	危険作業をさせないなど労働環境の改善
	賃金制度の見直し
	助成金、給付金制度の活用
	労働形態の見直し(労働日数・時間短縮など)
	その他()
取り組んでいない	

Q14-1 各種社会保険加入状況(人数)について教えてください。

	役員	社員	作業員
雇用保険	人	人	人
労災保険	人	人	人
健康保険	健康保険(協会けんぽ・全国土木等)	人	人
	国保組合	人	人
	市町村の国民健康保険	人	人
公的年金	厚生年金	人	人
	(厚生年金基金)	(人)	(人)
	国民年金	人	人

Q14-2 労災上乗せ保険の加入の有無について教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

労災上乗せ保険	加入	
	未加入	

Q14-3 退職金規定の有無と対象者(人数)を教えてください。(該当する欄に○を付けてください。)

「ある」と回答された方は退職金制度の「種類」と「対象者の人数」を教えてください。

退職金規定	回答	種類	役員	社員	作業員
ある		建退共	人	人	人
		中退共	人	人	人
		企業年金(厚生年金基金、生保・損保)	人	人	人
		自社調達	人	人	人
		その他	人	人	人
ない					

Q15 行政が実施する支援制度を活用したことがありますか。(該当する欄に○を付けてください。)

「利用したことがある」と回答された方は、利用した「制度名」を教えてください。

※複数回答可

	支 援 制 度	回 答	利 用 し た 支 援 制 度 名
利用したことがある	融資制度		
	助成制度		
	経営情報・アドバイス		
	IT支援		
	その他()		
利用したことがない			
制度を知らない			

Q-16 行政に何を望みますか。(該当する欄に○を付けてください。)

※複数回答可

行政に望むこと	回 答
法定福利費を含めた発注単価設定の推進	
分離発注の推進	
総合評価落札方式の拡充	
ダンピング受注対策の強化	
支払条件の改善	
歩切りの徹底排除	
技能士の活用	
適正単価(元請に対する行政指導)	
不正業者の取締強化と指導	
公共投資の増加	
融資・助成制度の充実	
何も望まない	
その他()	

Q-17 その他、日鳶連に期待すること等を教えてください。

a. 技能士の活用をはじめとした各種資格の位置付けに関する事項

b. 技能検定に関する事項

c. 講習会開催に関する事項

d. 元請・下請関係に関する事項

e. 広報啓発活動に関する事項

f. 会の運営に関する事項

g. 各種助成金関係に関する事項

h. その他

以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。